

平成28年度 第1回鳥取県国民健康保険運営協議会の開催状況について

平成29年4月21日
医療指導課

- 1 日 時 平成29年3月30日(木) 13:30~15:30
- 2 場 所 県庁第二庁舎第22会議室
- 3 出 席 運営協議会委員(別添名簿参照)
(事務局) 福祉保健部健康医療局長、医療指導課長
- 4 概 要

(1) 鳥取県国保運営協議会について

① 目 的	平成30年度からの国保制度改革において、今後の国民健康保険事業の運営に関する事項を協議するために、法により各都道府県に協議会の設置が義務付けられた。本県においては、平成30年4月施行に向けて、市町村における準備期間の確保のためにも早急に国保運営方針を決定する必要があることから、平成28年度中に運営協議会を設置し、所要の審議を開始したものである。
② 委 員	・被保険者代表(3名)・保険医又は保険薬剤師代表(3名)・公益代表(3名) ・被用者保険代表(2名) 計11名で構成
③ 審議事項	・国保事業費納付金の徴収に関すること ・国保運営方針の作成に関すること ・その他国保運営に関する重要事項 等

(2) 議事及び主な意見等

○会長の選任

委員の互選により公益代表の藤田委員を会長に選任

○平成30年度国保制度改革の概要

第1回でもあり、国保制度改革の概要と市町村との協議状況を説明。

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
・制度改革による市町村の事務負担の軽減は図られるのか。	・平成30年度から直ちに軽減されることにはならないが、市町村事務の標準化を進める中で、軽減される部分はあると考える。
・一番のメリットとしては、財布が大きな1本になるということか。	・特に小規模な保険者にとっては大きな財布になるので、多少安心感が生まれると考える。
・保険者努力支援制度の導入によるインセンティブの強化があるが、例えば保険料収納率は市町村の被保険者への徴収強化となるため、被保険者への配慮も必要。 ・インセンティブによる県から各市町村への交付金の増減はあるのか。	・国保財政の維持のためには、保険料収納の取組は必要であり、法に則った、法の範囲内での取組を高めていくことは必要と考える。 ・また、保険者努力支援制度は、現取組をベースとした加算制度であるため、減額されることはない。
・現在、保険料未納者に対して市町村が発行している短期証は制度改革後どうなるのか。	・現行どおり各市町村の判断で発行される。 ・今後、事務の標準化の観点から、県内統一ルールが可能か否か検討することとしている。

○国保運営方針の策定スケジュール（案）について

以下のスケジュールで進めていくことを説明。委員了承。

- ・平成29年3月 運営協議会設置
第1回運営協議会開催（⇒国保制度改革等の説明）
- ・平成29年5月 第2回運営協議会開催（⇒運営方針の検討、意見聴取）
（市町村へ意見聴取・パブリックコメント実施・常任委員会へ報告）
- ・平成29年6月 県・市町村国保連携会議の開催（意見等を踏まえた修正案の検討）
7月 第3回運営協議会開催（⇒運営方針の審議・知事へ答申）
（県知事による国保運営方針の決定）
- 8月 運営方針の公表

○国保運営方針の骨子案について

国保運営方針に記載すべき項目等について説明。

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の立場では、市町村国保会計の赤字補填のための一般会計からの繰入は、住民税を国保料に充てる形になるため解消する方向でお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の3,400億円の財政支援は、市町村国保の赤字解消が目的であり、解消に向けた取組は必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営方針の策定に当たっての医療費適正化の取組に関する事項については、医療費適正化データとの整合性がとれる数値目標の設定、具体的な施策を模索してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、医療費適正化計画を平成29年度中に策定することとしており、運営方針の策定と適正化計画の策定にタイムラグはあるが、医療費適正化計画での取組内容を可能な範囲で運営方針に記載させていただく。

○その他

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・オプジーボなどの高額な薬を使用すると年間医療が1人当たり2千万円から3千万円かかると言われており、今後適応拡大されると、8億円くらいの基金規模で大丈夫か心配なところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金自体は、一時的に取り崩して使用するが、後年度に、市町村から納付金の形で補填されるため、規模は保持されていく。 ・オプジーボなどの高額な薬剤については、国でも議論され、薬価を下げるといった話も伺っている。 ※オプジーボについては、本年2月1日から50%引き下げ済み。

平成 29 年度第 1 回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について

平成 29 年 6 月 28 日
医療指導課

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 8 日 (木) 13:30～15:30
- 2 場 所 県庁第二庁舎第 33 会議室
- 3 出 席 運営協議会委員 (次ページ参照)
(事務局) 福祉保健部長、医療指導課長

4 概 要

(1) 鳥取県国保運営協議会について

<p>①目的</p> <p>平成 30 年度からの国保制度改革において、今後の国保事業の運営に関する事項を協議するために、法により各都道府県に運営協議会の設置が義務付けられた。本県においては、平成 29 年 3 月に運営協議会を設置し、所要の審議を行っている。</p> <p>②委員 (11 名)</p> <p>〔被保険者代表 (3 名) ・ 保険医又は保険薬剤師代表 (3 名) ・ 公益代表 (3 名) 〕 〔被用者保険代表 (2 名) 〕</p> <p>③審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金の徴収に関すること ・ 国保運営方針の作成に関すること ・ その他国保運営に関する重要事項 等

(2) 議事及び主な意見等

①国保運営方針 (素案) について

現時点での案を提示し、意見の聴取を行った。

項目	委員の主な質問・意見等	事務局回答等
国保財政運営の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が現在行っている一般会計からの赤字補てん等のための法定外繰入は、平成 30 年度以降も、各自治体が判断して行う方がよい。 ・ 一般会計からの法定外繰入は、結果として、国保被保険者以外の税により国保特会の赤字が補てんされることになり、不公平であり、解消を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計からの赤字補てん等のために法定外繰入することについては、国のガイドラインでは解消すべきとされている。 ・ 今後も、市町村とよく協議し、運営方針の記載に反映させていく。
財政安定化基金の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納不足に対応する基金から市町村への貸付は、場合によっては、貸付が重なり、償還額が膨らむことが想定される。この場合の対応はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金からの貸付は制度設計事項でもあるため、国の考え方を確認する。
保険者間における地域差	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある市町村は、一人当たり医療費が県内で最低だが、保険料が県内最高となっている。保険料の決定には、公費や一般財源など様々な要因があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付金等の算定に当たって、市町村へ算出された保険料の根拠を説明する必要がある。今後も、しっかりと分析を行っていく。
収納率目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率目標については、過去 3 ヶ年の平均に一律〇% 上乘せといったものではなく、市町村ごとの実態を踏まえて設定すべき。 ・ 収納は昨今困難になっている。柔軟に対応できる目標設定とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一律〇% は案として示させていただいたもの。 ・ 既に高い収納率を達成している市町村もあり、検討が必要。今後も市町村等の意見を聴きながら決定していく。

②納付金及び標準保険料率について

納付金及び標準保険料率の算定概要と併せて、現在の試算状況を提示した。

※ 今回提示する試算結果については、平成 30 年度からの公費が含まれておらず、また納付金等算定システムの不備等もあり、精度が低いため、平成 30 年度の保険料に向けた本格的な検討はできていない。

※ 試算の数字が一人歩きして、これが平成 30 年度からの保険料で決定だと住民に誤解を与えないよう、配慮をお願いした。

③国保運営方針の策定スケジュールの変更

以下の理由により、国保運営方針について〈7月策定・8月公表〉を〈11月策定・12月公表〉に変更したい旨を説明。

- ・納付金等の算定に係る記載事項について、7月中に国から公費の入り方や額等が示される予定であり、より精度の高い試算結果で係数のあり方等を市町村と協議・決定して、これを運営方針に明記したいため。
- ・平成 29 年度末に県が策定を予定している各種計画（県保健医療計画・県介護保険計画、県健康増進計画等）と可能な限り整合性を持たせるため。

※変更に伴い、本会の開催も7月予定を10月上旬に先送りさせる。

委員の主な質問・意見等	事務局回答等
<ul style="list-style-type: none">・次回開催（10月）までの期間が長すぎるため、この間に1回開催し、途中経過の説明をしてほしい。・また、市町村との検討結果はその都度情報提供いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">・8月頃に1回開催する方向で調整する。・また、市町村との検討内容は、委員にも情報提供を行う。

【参考一県国保運営協議会 委員】

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	岸本 光義	智頭町民生・児童委員
	山根 收	北栄町国民健康保険運営協議会委員
	田邊 千代美	南部町社会福祉協議会理事 等
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	山中 茂	鳥取県歯科医師会常務理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	藤田 安一	鳥取大学地域学部（名誉教授：経済学専攻）
	森木 絵理子	中国税理士会鳥取県支部連合会/税理士
	前田 由美子	鳥取市社会福祉協議会地域福祉部長
被用者保険代表	穂坂 克博	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長
	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部業務係長

鳥取県国民健康保険運営方針 策定スケジュール 変更対比表

【平成29年6月6日作成】

日程	変更後	変更前
H29. 3. 月	鳥取県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」）設置	(H29. 3月) 国保運営協議会の設置
H29. 3. 30	第1回運営協議会の開催（国保制度・国保制度改革の概要、対応状況の説明）	(H29. 3月) 第1回運営協議会の開催 (国保制度・国保制度改革の概要、対応状況の説明)
H29. 6. 8	第2回運営協議会の開催 (国保運営方針素案の検討、意見聴取)	(H29. 6月) 第2回運営協議会の開催 (運営方針素案の検討、納付金徴収の意見聴取)
H29. 9 月中～下旬	市町村へ国保運営方針に関する市町村の意見聴取（公文書照会）	(H29. 7月) 第3回運営協議会の開催 (運営方針素案の諮問・審議)
H29. 10 月上旬	第3回運営協議会の開催（国保運営方針素案の検討、パブリックコメント実施の説明）	(H29. 8月) 国保運営方針の公表
H29. 10 月上旬 ～中旬	① 常任委員会への報告（国保運営方針案、パブリックコメント実施の説明） ② パブリックコメントでの意見聴取 意見を踏まえ て修正	○国から10月中旬に仮係数が提示され、県がH30推計として納付金等を算定。 ○上記合意事項を変更する必要があるれば、連携会議で協議。 ○11月議会で国保条例（納付金等の内容）・規則要綱を制定する必要があるあり、同時並行で作業。
H29. 11 月中旬	国保連携会議の開催（国保運営方針の最終案の検討）	
H29. 11 月中旬	第4回運営協議会の開催（国保運営方針案の審議・諮問・審議）	
H29. 11 月下旬	国保運営方針に関する知事への答申	
H29. 12 月上旬	知事による国保運営方針の決定	
H29. 12 月～	国保運営方針の公表 2月議会に向けた県・市町村における予算、条例等の作業 ○ 予算関係（H30当初予算編成・県特別会計設置、基金積み増し） ○ 条例関係（県運営協議会設置に係る条例改正）	○国から12月下旬に確定係数が提示され、県が納付金・標準保険料率を算定して、1月中・下旬に市町村へ通知等。 ○市町村は運営協議会へ諮問・審議、答申。 ○予算審議と条例改正作業。
平成30年4月～	国保新制度の開始	

運営方針の検討

【6月～8月】

- H28 試算結果による納付金・標準保険料率について継続して分析。
- H29. 7月国から「公費の考え方」が提示され、県が追加公費を加えた試算を行い、算定方法や激変緩和等について連携会議で検討し、市町村との合意形成。
- 運営方針の記載内容について、関係機関と協議して整理。
- 7/28 市町村長との意見交換を実施（納付金等の説明）

国から10月中旬に仮係数が提示され、県がH30推計として納付金等を算定。
○上記合意事項を変更する必要があるれば、連携会議で協議。
○11月議会で国保条例（納付金等の内容）・規則要綱を制定する必要があるあり、同時並行で作業。

国から12月下旬に確定係数が提示され、県が納付金・標準保険料率を算定して、1月中・下旬に市町村へ通知等。
○市町村は運営協議会へ諮問・審議、答申。
○予算審議と条例改正作業。